

推進施策	計画期間の取組内容	条例の条数	重点的取組	No.	再掲	①事業名	②事業概要等	③令和2年度実施状況	③令和3年度実施状況	④令和4年度実施状況	⑥3年間の成果・課題	⑦3年間の自己評価	⑧所管局	⑨所管課
(23)人権オンブズパーソンによる相談・救済	49 人権オンブズパーソンが、子どもの権利の侵害に関する相談や救済の申立てを受け付けます。また人権オンブズパーソンや専門調査員が学校等を訪問し、相談事例の紹介や人権の大切さの話をすることなどにより、子どもが気軽に相談できるような制度の周知と利用の促進を図ります。	35条		342	196	人権オンブズパーソン相談・救済事業（再掲）	<p>■目的・目標：子どもの権利の侵害について、相談及び救済の申立てを簡易に、かつ安心して行うことができ、市民の理解と相互の協働の下に迅速かつ柔軟に救済を図ります。</p> <p>■事業概要：子どもの権利の侵害に関する相談に対する助言及び支援を行うとともに、関係機関と連携して救済申立てに関する調査・調整等を行います。</p>	<p>子どもの権利の侵害に関する相談を受け付けて、相談者に寄り添い、相談者自身の手で問題解決が図れるよう適切な助言や支援を行うとともに、関係機関と連携して救済申立てに関する調査・調整等を行いました。</p>	<p>子どもの権利の侵害に関する相談を受け付けて、相談者に寄り添い、相談者自身の手で問題解決が図れるよう適切な助言や支援を行うとともに、関係機関と連携して救済申立てに関する調査・調整等を行いました。</p>	<p>子どもの権利の侵害に関する相談を受け付けて、相談者に寄り添い、相談者自身の手で問題解決が図れるよう適切な助言や支援を行うとともに、関係機関と連携して救済申立てに関する調査・調整等を行いました。</p>	<p>子どもの権利の侵害に関する相談を受け付けて、相談者一人ひとりの状況等を的確に把握し、相談者に寄り添い、相談者自身の手で問題解決が図れるよう適切な助言や支援を行うとともに、関係機関と連携して救済申立てに関する調査・調整等を行いました。</p> <p>子どもの権利の侵害に関する相談について、相談者自身の手で問題解決が図れるよう適切な助言や支援を継続します。また、救済申立てについては、関係機関等と連携し迅速かつ的確な調査・調整等を行うことが求められます。</p>	C	市民オンブズ事務局	人権オンブズパーソン担当
						人権オンブズパーソン広報・啓発事業（再掲）	<p>■目的・目標：子どもがいじめ・体罰・家庭内暴力等から逃れることができるよう、安心して相談ができ、簡易に救済の申立てができる人権オンブズパーソン制度について広報します。</p> <p>■事業概要：人権オンブズパーソン子ども相談カードやポスター、パンフレットの配布や動画の放映等を行い、制度の周知と利用の促進を図ります。</p>	<p>人権オンブズパーソン子ども相談カードを市内の小・中・高等学校の全児童・生徒に配布したほか、保護者用チラシを市内の保育園・幼稚園児の保護者や小学校の児童の保護者にも学校を通して配布しました。また、ポスターを学校などの関係施設や市内広報掲示板へ提出したほか、広報パネルを区役所やアゼリア広報コーナー等で展示しました。その他、PR動画をアゼリアビジョン等で放映しました。</p>	<p>人権オンブズパーソン子ども相談カード、新たに作成した制度を紹介するパンフレットを市内の小・中・高等学校の全児童・生徒に配布したほか、パンフレットについては、市内の保育園・幼稚園を通じて、園児の保護者に配布しました。また、パンフレットの表面をポスターとして、学校などの関係施設にて提出に活用してもらうほか、広報パネルを区役所やアゼリア広報コーナー等で展示し、PR動画をアゼリアビジョンや各区モニター等で放映しました。</p>	<p>人権オンブズパーソン子ども相談カード及びパンフレットを市内の小・中学校の児童・生徒に配布したほか、パンフレットを市内の保育園・幼稚園を通じてその保護者や、市内の高等学校の生徒に配布しました。また、パンフレットの表面をポスターとして学校などの関係施設にて提出に活用してもらうほか、広報パネルを区役所やアゼリア広報コーナー等で展示し、PR動画をアゼリアビジョンや各区モニター等で放映しました。</p>	<p>子どもがいじめ・体罰・家庭内暴力等から逃れることができるよう、安心して相談ができ、簡易に救済の申立てができる人権オンブズパーソン制度について、連絡先を記した子ども相談カード等の啓発物を作成、配布しました。また、保護者等にも周知を図るため区役所等に広報パネルを展示し広く広報しました。</p> <p>子どもがいじめ・体罰・家庭内暴力等から逃れることができるよう、また、安心して相談ができ、簡易に救済の申立てができる人権オンブズパーソン制度について、より一層の周知を図り、利用を促進することが必要です。</p>	C	市民オンブズ事務局	人権オンブズパーソン担当
						人権オンブズパーソン子ども教室推進事業（再掲）	<p>■目的・目標：人権オンブズパーソンをより身近に相談できる機関として周知し、利用の促進を図るために実施します。</p> <p>■事業概要：人権オンブズパーソンや専門調査員が学校等を訪問し、制度や相談事例の紹介、いじめや人権に関する話をすることにより、人権オンブズパーソンをより身近に相談できる機関として周知し、利用の促進を図ります。</p>	<p>人権オンブズパーソン子ども教室を、小学校8校（26クラス、827人）及び、中学校4校（30クラス、1,068人）で実施し、制度や相談事例の紹介、いじめや人権に関する話をすることにより、人権オンブズパーソンをより身近に相談できる機関として周知しました。</p> <p>なお、新型コロナウイルス感染拡大のため、実施を予定していた小学校1校、児童養護施設2校については中止となりましたが、相談カード等を配布し人権オンブズパーソンの周知を図りました。</p>	<p>人権オンブズパーソン子ども教室を、小学校7校（17クラス、535人）、中学校5校（22クラス、750人）及び、児童養護施設等2施設（27人）で実施し、制度や相談事例の紹介、いじめや人権に関する話をすることにより、人権オンブズパーソンをより身近に相談できる機関として周知しました。</p> <p>なお、新型コロナウイルス感染拡大のため、実施を予定していた小学校1校は中止となりましたが、相談カード等を配布し人権オンブズパーソンの周知を図りました。</p>	<p>人権オンブズパーソン子ども教室を、小学校7校（26クラス、802人）、中学校4校（41クラス、1,164人）及び、児童養護施設3施設（55人）で実施し、制度や相談事例の紹介、いじめや人権に関する話をすることにより、人権オンブズパーソンをより身近に相談できる機関として周知しました。</p> <p>なお、実施を予定していた小学校1校は会場（体育館）が高温のため中止となりました。</p>	<p>人権オンブズパーソンや専門調査員が学校等を訪問し、人権オンブズパーソン制度や相談事例の紹介、いじめや人権に関する話をすることにより、人権オンブズパーソンの認知度は着実に高まっており、人権オンブズパーソン子ども教室の開催による成果が出てきているものと考えます。</p> <p>引き続き人権オンブズパーソンや専門調査員が学校等を訪問し、児童・生徒、教員等に人権パーソン制度や相談事例の紹介、いじめや人権に関する話をすることにより、人権オンブズパーソンをより身近に相談できる機関として周知し、利用の促進を図ることが必要です。</p>	C	市民オンブズ事務局	人権オンブズパーソン担当
(24)関係機関と連携した相談・救済等	44 関係機関・団体との連携、各種相談窓口の充実、各学校へのスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置等により、子どもの権利侵害の特性に配慮した相談及び救済を行います。	35条		345		思春期保健相談	<p>■目的・目標：思春期特有の医学的問題や、性や心の問題等に関する不安や悩みに対する相談に応じることで、母性保健知識等の普及・啓発を図ります。</p> <p>■事業概要：各区保健福祉センターにおいて、思春期の男女及びその保護者を対象に思春期特有の心やからだ、性に関することや性感染症等に対し個別相談を行います。市内の学校等に対して集団指導を実施します。</p>	<p>地域のみまもり支援センターにおいて性を含めた心や身体の健康について面接や電話による個別相談を随時実施しました。</p> <p>また小、中、高校、特別支援学校等において、集団指導による健康教育や、講師を招き講演会を実施しました。講演会のテーマとして、命の大切さや性的マイノリティ、デートDV等に関する内容を扱うことで、子どもが自分や相手の命や性を尊重するための意識啓発を行いました。</p>	<p>地域のみまもり支援センターにおいて性を含めた心や身体の健康について面接や電話による個別相談を随時実施しました。</p> <p>また小、中、高校、特別支援学校等において、集団指導による健康教育や、講師を招き講演会を実施しました。講演会のテーマとして、命の大切さや性的マイノリティ、デートDV等に関する内容を扱うことで、子どもが自分や相手の命や性を尊重するための意識啓発を行いました。</p>	<p>地域のみまもり支援センターにおいて性を含めた心や身体の健康について面接や電話による個別相談を随時実施しました。</p> <p>また小、中、高校、特別支援学校等において、集団指導による健康教育や、講師を招き講演会を実施しました。講演会のテーマとして、命の大切さや性的マイノリティ、デートDV等に関する内容を扱うことで、子どもが自分や相手の命や性を尊重するための意識啓発を行いました。</p>	<p>思春期特有の医学的問題や、性や心の問題等に関する不安や悩みに対する相談に応じることで、母性保健知識等の普及・啓発を図るため、適正に事業を実施しました。</p> <p>今後も各区における電話・面接での相談の周知を図るとともに、集団健康教育を効果的に実施していくことで、地域のみまもり支援センターが思春期の心や性、性に関して相談できる場だということを生徒に向けて周知し、性に関する正しい知識の普及を図る必要があります。</p> <p>また、集団指導においては引き続き実施の対象に合わせ、効果的な集団指導となるよう、学校・施設や講師との調整を綿密に行い実施する必要があります。</p>	C	子ども未来局	児童家庭支援・虐待対策室（母子保健）
						児童家庭相談事業（再掲）	<p>■目的・目標：子どもが心身ともに健やかに生まれ育ち、その持てる力を最大限に発揮することができるよう子ども及びその家庭を援助します。</p> <p>■事業概要：子どもに関する様々な問題につき、家庭その他からの相談に応じ、子どもが有する問題又は子どものニーズ、子どもの置かれた環境の状況等を的確に捉え、個々の子どもや家庭に最も効果的な援助を行い、もって子どもの福祉を図るとともに、その権利を擁護します。</p>	<p>子どもに関する様々な問題につき、家庭その他からの相談に応じ、区役所及び児童相談所等関係機関との連携のもと適切な支援を実施しました（令和2年度相談受付件数9,082件）。</p>	<p>子どもに関する様々な問題につき、家庭その他からの相談に応じ、区役所及び児童相談所等関係機関との連携のもと適切な支援を実施しました（令和3年度相談受付件数9,463件）。</p>	<p>子どもに関する様々な問題につき、家庭その他からの相談に応じ、区役所及び児童相談所等関係機関との連携のもと適切な支援を実施しました（令和4年度相談受付件数9,334件）。</p>	<p>3年間を通じて、基本の相談・支援を行った他、多問題を抱えた家庭・児童に対する専門的な相談にも対応してきました。</p> <p>他問題を抱えた家庭・児童への相談は今後も増えることと予想されることから、区役所及び児童相談所等関係機関のより効果的な連携の充実に向けた取り組みを進めていきます。</p>	C	子ども未来局	児童家庭支援・虐待対策室（事業調整担当）
						児童相談所相談事業（再掲）	<p>■目的・目標：児童虐待や複雑・困難化する児童家庭相談に対し、専門性を生かした相談援助を行うとともに、支援が必要な児童の一時保護、里親・施設入所措置等を行います。</p> <p>■事業概要：相談ニーズの適切な把握と児童の意思や気持ちを尊重し、児童が解決の主体となるプロセスを尊重した適切な相談援助を実施します。</p>	<p>複雑・多様化する児童相談に適切に対応するため、職員一人ひとりの専門性の向上に取組、児童に関する専門相談機関として、児童の意思や気持ちを尊重した相談支援に努めました。</p>	<p>複雑・多様化する児童相談に適切に対応するため、職員一人ひとりの専門性の向上に取組、児童に関する専門相談機関として、児童の意思や気持ちを尊重した相談支援に努めました。</p>	<p>複雑・多様化する児童相談に適切に対応するため、職員一人ひとりの専門性の向上に取組、児童に関する専門相談機関として、児童の意思や気持ちを尊重した相談支援に努めました。</p>	<p>児童に関する専門相談機関として、職員一人ひとりの専門性の向上に取り組み、児童の意思や気持ちを尊重した相談支援に努めました。</p> <p>児童の意思や気持ちを尊重し、子どもが解決の主体となるプロセスを尊重した適切な相談援助体制構築の必要は高く、職員の専門性向上が必須です。</p> <p>引き続き職員の専門性の向上に取り組み、児童に関する専門相談機関として、児童の権利を尊重した相談援助を実施していく必要があります。</p>	C	子ども未来局	児童家庭支援・虐待対策室（事業調整担当）
学校における情報の適正管理（再掲）	<p>■目的・目標：子どもの個人情報の不適切な管理や漏えいを防ぎます。</p> <p>■事業概要：子どもの個人情報保護の適正管理について初任者研修、中堅教諭等資質向上研修、新任教頭及び新任校長研修等の研修を行います。子どもに関する情報は校務支援システムにおいて万全の対策が施されたデータセンターで管理を行います。</p>	<p>子どもに関するデータの適正管理について初任者研修等年次研修、新任教頭及び新任校長研修、各学校の代表が集まる情報教育学校担当者会等の研修等、事例をもとに研修を行いました。今年度はデータの取り扱いやUSB等可搬媒体の適正管理を徹底し、文書での注意喚起や研修での意識向上を図りました。校務支援システムにおいては、データセンターサーバ等のトラブルはなく、個人情報の管理が適正に行われました。</p>	<p>子どもに関するデータの適正管理について初任者研修等年次研修、新任教頭及び新任校長研修、各学校の代表が集まる情報教育学校担当者会等の研修等、事例をもとに研修を行いました。昨年度同様コロナ禍の状況を踏まえ、今年度はオンラインを活用した研修を実施しました。学校で扱う個人情報について、取り扱いやUSB等可搬媒体の適正管理を徹底し、文書での注意喚起等を継続させることにより意識向上を図りました。校務支援システムにおいては、データセンターサーバ等のトラブルはなく、個人情報の管理が適正に行われました。</p>	<p>子どもに関するデータの適正管理について初任者研修等年次研修、新任教頭及び新任校長研修、各学校の代表が集まる情報教育学校担当者会等の研修等、事例をもとに研修を行いました。研修は、オンラインを活用した研修も実施しました。学校で扱う個人情報について、取り扱いやUSB等可搬媒体の適正管理を徹底し、文書での注意喚起等を継続させることにより意識向上を図りました。校務支援システムにおいては、データセンターサーバ等のトラブルはなく、個人情報の管理が適正に行われました。</p>	<p>子どもに関するデータの適正管理について初任者研修等年次研修、新任教頭及び新任校長研修、各学校の代表が集まる情報教育学校担当者会等の研修等、事例をもとに研修を行いました。研修は、オンラインを活用した研修も実施しました。学校で扱う個人情報について、取り扱いやUSB等可搬媒体の適正管理を徹底し、文書での注意喚起等を継続させることにより意識向上を図りました。校務支援システムにおいては、データセンターサーバ等のトラブルはなく、個人情報の管理が適正に行われました。</p>	<p>事例をもとにした研修によって、子どもに関するデータの適正管理について教諭の意識は高まっています。また、USB等可搬媒体の管理を管理台帳の作成と点検によって行っていた体制から資産管理システムへの登録許可制を追加したことにより、個人情報の適正な管理体制がさらに整いました。</p> <p>学校では、依然としてUSB等可搬媒体を使用する場面が多いため子どもに関するデータの適正管理については継続して周知徹底をしていきます。また、共有ストレージ等の確保によって、USB等可搬媒体の使用を減らしているような環境を整えていくことも検討してまいります。</p>	C	教育委員会事務局	情報・視聴覚センター					

推進施策	計画期間の取組内容	条例の条数	重点的取組	No.	再掲	①事業名	②事業概要等	③令和2年度実施状況	③令和3年度実施状況	④令和4年度実施状況	⑥3年間の成果・課題	⑦3年間の自己評価	⑧所管局	⑨所管課	
(24)関係機関と連携した相談・救済等	44 関係機関・団体との連携、各種相談窓口の充実、各学校へのスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置等により、子どもの権利侵害の特性に配慮した相談及び救済を行います。	35条		349	198 241	24時間電話相談（再掲）	<p>■目的・目標：子ども自身や保護者の悩み等に対し24時間いつでも相談できる体制を整えます。</p> <p>■事業概要：子ども自身の悩みや、保護者の子育てに関する悩み等について、電話相談によって対応します。</p>	<p>児童生徒や保護者の相談に即応できるよう、年末年始を含め、24時間相談を受けできる体制を継続しました。また、全市立学校児童生徒に2次元バーコードを掲載した電話相談紹介カードを配布し、より相談しやすくなるよう工夫しました。今年度は、205件の相談に対応し、相談の内容によって他機関との連携を図りました。</p>	<p>児童生徒や保護者の相談に即応できるよう、年末年始を含め、24時間相談を受けできる体制を継続しました。また、全市立学校児童生徒に2次元バーコードを掲載した電話相談紹介カードを配布し、より相談しやすくなるよう工夫しました。今年度は、181件の相談に対応し、相談の内容によって他機関との連携を図りました。</p>	<p>児童生徒や保護者の相談に即応できるよう、年末年始を含め、24時間相談を受けできる体制を継続しました。また、全市立学校児童生徒に2次元バーコードを掲載した電話相談紹介カードを配布し、より相談しやすくなるよう工夫しました。今年度は、378件の相談に対応し、相談の内容によって他機関との連携を図りました。</p>	<p>児童生徒や保護者の相談に即応できるよう、年末年始を含め、24時間相談を受けできる体制を継続しました。また、全市立学校児童生徒に2次元バーコードを掲載した電話相談紹介カードを配布し、より相談しやすくなるよう工夫しました。相談窓口の一層の周知と、子どもが困ったことや悩みをいつでも相談できるように、また様々な相談に迅速に対応できるように、他機関との円滑な連携を継続する必要があります。</p>	C	教育委員会事務局	教育相談センター	
					199 224 242	教育相談事業（再掲）	<p>■目的・目標：友人関係やいじめの問題、不登校等に関する相談を行い、子ども、保護者を支援します。</p> <p>■事業概要：子ども自身の悩みや、保護者の子育てに関する悩み等について、来所面接相談や電話相談によって対応します。</p>	<p>来所面接相談では、101件の新規相談があり、約7割近くが不登校に関する相談で、子どもたち、保護者を支える教育相談活動を行いました。また、電話相談では、620件の相談に対応し、相談の内容によって他機関との連携を図りました。総合教育センターのホームページに相談のご案内を掲載し、相談窓口の周知を図りました。</p>	<p>来所面接相談では、138件の新規相談があり、約7割近くが不登校に関する相談で、子どもたち、保護者を支える教育相談活動を行いました。また、電話相談では、759件の相談に対応し、相談の内容によって他機関との連携を図りました。総合教育センターのホームページに相談のご案内を掲載し、相談窓口の周知を図りました。</p>	<p>来所面接相談では、100件の新規相談があり、約7割近くが不登校に関する相談で、子どもたち、保護者を支える教育相談活動を行いました。また、電話相談では、466件の相談に対応し、相談の内容によって他機関との連携を図りました。総合教育センターホームページの相談窓口のページをリニューアルしたり、GIGA端末のブックマークに相談窓口の紹介を入れたり、必要な時に情報を得ることができるようにしました。</p>	<p>友人関係やいじめの問題、不登校等に関する相談等、子ども自身の悩みや、保護者の子育てに関する悩み等について、来所面接相談や電話相談によって対応し、支援を行いました。多様化・複雑化する子どもたちの悩みや不安について、安心して相談できる体制を整え、様々な相談のニーズに応じ、学校や関係機関と連携し、迅速に対応するために、相談員の相談技能のさらなる向上と相談窓口の一層の周知を図る必要があります。</p>	C	教育委員会事務局	教育相談センター	
					351	223	電話相談ホットライン（再掲）	<p>■目的・目標：子どもや保護者等が抱えている悩みの相談・対応を行います。</p> <p>■事業概要：学校内外での人間関係などに不安を感じている人や悩んでいる人向けに、電話相談ホットラインを開設し、相談体制の構築を図ります。</p>	<p>学校内外を問わず、児童生徒自身や知人の生命、心身、財産に重大な被害が生じたとき、又は、生じる危険があると判断したときに、通報・相談できるように「24時間子供SOS電話相談」が開設されており、緊急を要する場合には関係課に電話を転送して、ただちに対応できる体制を整えています。また、携帯電話やスマートフォンに登録し、番号をタップすると連絡がつく仕組みを導入し、対応しています。</p>	<p>学校内外を問わず、児童生徒自身や知人の生命、心身、財産に重大な被害が生じたとき、又は、生じる危険があると判断したときに、通報・相談できるように「24時間子供SOS電話相談」が開設されており、緊急を要する場合には関係課に電話を転送して、ただちに対応できる体制を整えています。また、携帯電話やスマートフォンに登録し、番号をタップすると連絡がつく仕組みを導入し、対応しています。</p>	<p>学校内外を問わず、児童生徒自身や知人の生命、心身、財産に重大な被害が生じたとき、又は、生じる危険があると判断したときに「24時間子供SOS電話相談」が開設されており、緊急を要する場合には関係課に電話を転送して、ただちに対応できる体制を整えています。また、携帯電話やスマートフォンに登録し、番号をタップすると連絡がつく仕組みを導入し、対応しています。電話番号が書かれたカード等を配付し手周知することに加え、児童生徒が活用しているGIGA端末のブックマークに登録をして周知しました。</p>	<p>毎年電話番号を周知することを徹底し、広報を行っています。また、相談が入ったときには関係各所が連携し、情報共有して、迅速な支援や対応を行うことができました。周知方法については、電話番号が書かれたカード等の配付に加え、児童生徒が活用しているGIGA端末のブックマークに登録をして周知しました。</p>	C	教育委員会事務局	指導課
					352	200 225 243	スクールカウンセラーの配置・活用（再掲）	<p>■目的・目標：市立学校における不登校・いじめなどへの対応に、心理の専門性を生かしたカウンセリング等を行うためカウンセラーを配置等し、子ども、保護者を支援します。</p> <p>■事業概要：各学校に、専門的知識・経験を持つカウンセラーを配置、派遣し、教職員とは異なる側面から教育相談に応じます。また、教職員との情報共有などを通じて連携を図りながら、子ども・保護者への多面的な相談体制の構築をめざします。</p>	<p>スクールカウンセラーを市立中学校へ全校配置、学校巡回カウンセラーを市立小学校・特別支援学校に要請に応じて派遣、高等学校へは計画的に派遣することにより、各校における相談体制の充実を図り、子どもたち、保護者への教育相談や、教職員への助言等を行いました。中学校52校のカウンセラーによる相談は延べ20,878名、小学校・特別支援学校では延べ1,058名、高等学校では延べ1,087名の相談がありました。事件事故等による緊急配置も迅速に行い対応しました。</p>	<p>スクールカウンセラーを市立中学校（高等学校へは令和3年12月より）へ全校配置、学校巡回カウンセラーを市立小学校・特別支援学校に要請に応じて派遣することにより、各校における相談体制の充実を図り、子どもたち、保護者への教育相談や、教職員への助言等を行いました。カウンセラー及び学校巡回カウンセラーによる相談は、中学校では延べ20,798名、小学校・特別支援学校では延べ1,046名、高等学校では延べ1,406名の相談がありました。事件事故等による緊急配置も迅速に行い対応しました。</p>	<p>スクールカウンセラーを市立中学校・高等学校へ全校配置、令和4年度からは学校巡回カウンセラー15名に増員し、特別支援学校への要請派遣を維持しながら、市立小学校に月2回程度の定期派遣を始め、各校における相談体制の充実を図り、子どもたち、保護者への教育相談や、教職員への助言等を行いました。カウンセラー及び学校巡回カウンセラーによる相談は、中学校・高等学校では延べ23,836名、小学校・特別支援学校では延べ11,482名と行いました。事件事故等による緊急配置も迅速に行い対応しました。</p>	<p>スクールカウンセラーを市立小・中・高等学校へ定期的に配置し、各校における相談体制の充実を図り、子どもたち、保護者への教育相談や、教職員への助言等を行いました。社会の変化に伴い、相談内容は多様化・複雑化・深刻化してきており、心理の専門性を持ったカウンセラーの存在が、学校でもますます重要になってきています。今後子どもが困ったことや悩みを安心して相談できる体制を整え、いじめや不登校等を未然防止、早期解決するために、教職員と協力しながら専門性を生かして行く必要があります。</p>	C	教育委員会事務局	教育相談センター
					353	222 236	スクールソーシャルワーカーの配置・活用（再掲）	<p>■目的・目標：教育の分野に加え、社会福祉等に関する専門的知識や技術を用いて、課題を抱えた児童生徒が置かれた環境への働きかけや関係機関とのネットワークの構築など、多様な手法を用いて課題解決への対応を図ります。</p> <p>■事業概要：スクールソーシャルワーカーを市立学校に派遣し、①課題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけ②相談関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整③学校内におけるチーム体制の構築への協力④保護者、教職員等への支援・相談・研修活動等を行います。</p>	<p>各区に1名以上（全8名）のスクールソーシャルワーカーを配置し、課題を抱えた児童生徒に対し直接相談を受けたり、支援を求める家庭に必要な関係機関につなげたりするなど、多様な手法を用いて課題解決への対応を図りました。月1回程度、スクールカウンセラーや児童生徒指導担当者、児童相談所等の関係機関との連絡会議を行い、子どもへの虐待や体罰防止、いじめ防止等について、連携体制の強化を図りました。</p>	<p>各区に1名以上（全8名）のスクールソーシャルワーカーを配置し、課題を抱えた児童生徒に対し直接相談を受けたり、支援を求める家庭に必要な関係機関につなげたりするなど、多様な手法を用いて課題解決への対応を図りました。月1回程度、スクールカウンセラーや児童生徒指導担当者、児童相談所等の関係機関との連絡会議を行い、子どもへの虐待や体罰防止、いじめ防止等について、連携体制の強化を図りました。</p>	<p>各区に1名以上（全11名）のスクールソーシャルワーカーを配置し、児童生徒及び保護者の相談を受け、関係機関につなげるなど、課題解決への対応を図りました。定期的にスクールカウンセラーや児童生徒指導担当者、児童相談所等関係機関の職員との情報共有を行い、子どもへの虐待や体罰防止、いじめ防止等について、連携体制の強化を進めていきます。</p>	<p>支援を求める児童生徒及び保護者について、学校及び家庭への訪問による相談・支援や、児童相談所等の関係機関と連携することで、課題の解決を図りました。ヤングケアラー等潜在的・多様なニーズに応えられるように、児童生徒と保護者へのスクールソーシャルワーカーの認知を広め、関係機関との連携による更なる相談機能の強化を進めていきます。</p>	C	教育委員会事務局	教育政策室
45	子どもが安心して気軽に相談できるよう、相談カードやホームページ等で広報し、相談・救済機関の周知と利用奨励を行います。	35条		354	316	かわさききこどもページ（再掲）	<p>■目的・目標：子どもの権利条例や市内の子ども向けイベントについて川崎市ホームページ上に掲載し、子どもの安心・安全な生活や社会参加を支援するために事業を実施します。</p> <p>■事業概要：子どもにわかりやすい表現で、条例についてやイベント、相談窓口の情報などを川崎市ホームページ上で発信することで、子どもがより安心して豊かに生活し、社会に参加するきっかけとなるよう支援します。</p>	<p>夏、秋・冬、春の3回に分けて開催される子どもが参加できるイベントの情報提供を全庁に依頼し、最新の情報を掲載して子どもの社会参加の機会を促しました。引き続き、川崎市ホームページのトップ画面にリンクを掲載、イベントの掲載方法をカレンダー式にするなど、見やすいページを意識しました。その他、ページ内で紹介している各施設や相談機関などの情報について、リンクの追加修正を随時行いました。また、終了したイベントのページを非公開にする等、適正なホームページの管理・運営を行いました。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、イベント掲載数が大幅に減りました。</p>	<p>夏、秋・冬、春の3回に分けて開催される子どもが参加できるイベントの情報提供を全庁に依頼し、最新の情報を掲載して子どもの社会参加の機会を促しました。引き続き、川崎市ホームページのトップ画面にリンクを掲載、イベントの掲載方法をカレンダー式にするなど、見やすいページを意識しました。その他、ページ内で紹介している各施設や相談機関などの情報について、リンクの追加修正を随時行いました。また、終了したイベントのページを非公開にする等、適正なホームページの管理・運営を行いました。令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、イベント掲載数が昨年度に引き続き少なかったです。</p>	<p>夏、秋・冬、春の3回に分けて開催される子どもが参加できるイベントの情報提供を全庁に依頼し、最新の情報を掲載して子どもの社会参加の機会を促しました。令和5年度に市公式ホームページが改修されるので、それに併せてこどもページをサブサイト化することとし、シティプロモーション推進室と調整を行いました。令和5年度のサブサイト化に伴い、ヘッダー案を子ども会議の子どもが考え、市内の小中高校生にアンケートをとってもらい、決定しました。</p>	<p>計画期間の3年間で、全庁的なこどもページへの認識を高めることができ、掲載依頼部署が情報提供依頼をしていない時期にも増えて、定着することが多くなりました。来年度以降の改修で、機能改善やカテゴリの整理、デザインを変更し、サブサイト化することで市民（主に子ども）にこどもページを知ってもらい、利用者が更に増えるように広報も進めることが必要です。</p>	C	こども未来局	青少年支援室	
					355	SOSカードの作成・配布	<p>■目的・目標：学校に通う子どもが気軽に相談できるようSOSカードを作成し配布します。</p> <p>■事業概要：増加し続ける児童虐待の早期発見・予防のため、子ども自身が相談の電話をかけられるよう、児童虐待防止センター等の電話番号を明示した名刺サイズのカードを配布します。</p>	<p>子ども自身が相談の電話をかけられるよう、児童虐待防止センター等の電話番号を明示したカードを市内の全小・中・高校へ配布し、周知を図りました（配布枚数142,690枚）。</p>	<p>子ども自身が相談の電話をかけられるよう、児童虐待防止センター等の電話番号を明示したカードを市内の全小・中・高校へ配布し、周知を図りました（配布枚数143,100枚）。</p>	<p>子ども自身が相談の電話をかけられるよう、児童虐待防止センター等の電話番号を明示したカードを市内の全小・中・高校へ配布し、周知を図りました（配布枚数142,800枚）。</p>	<p>毎年夏休み前に配布することで長期間家庭にいる間に児童に相談できる場所があることを伝えていることができました。子どもだけでなく一般市民向けにも広く児童虐待防止センター等について関心を持ってもらうための効果的な広報の仕方を検討する必要があります。</p>	C	こども未来局	児童家庭支援・虐待対策室（事業調整担当）	

推進施策	計画期間の取組内容	条例の条数	重点的取組	No.	再掲	①事業名	②事業概要等	③令和2年度実施状況	③令和3年度実施状況	④令和4年度実施状況	⑥3年間の成果・課題	⑦3年間の自己評価	⑧所管局	⑨所管課
(24)関係機関と連携した相談・救済等	④ 子どもが安心して気軽に相談できるよう、相談カードやホームページ等で広報し、相談・救済機関の周知と利用奨励を行います。	35条		356		児童相談所等の周知・広報	<p>■目的・目標：児童相談所は子ども自身からの相談も可能であることを広く周知します。</p> <p>■事業概要：児童相談所のホームページや広報資料等に子ども自身からの相談も可能なことを記載する等、子どもが安心して気軽に相談できるよう広報します。</p>	<p>川崎市ホームページを活用し、子ども本人からも相談できるよう、周知・広報に努めました。</p> <p>子どもが安心して気軽に相談できるよう、各種連絡会議や研修等を活用し、児童相談所の広報を図りました。</p>	<p>川崎市ホームページを活用し、子ども本人からも相談できるよう、周知・広報に努めました。</p> <p>子どもが安心して気軽に相談できるよう、各種連絡会議や研修等を活用し、児童相談所の広報を図りました。</p>	<p>川崎市ホームページを活用し、子ども本人からも相談できるよう、周知・広報に努めました。</p> <p>子どもが安心して気軽に相談できるよう、各種連絡会議や研修等を活用し、児童相談所の広報を図りました。</p>	<p>川崎市ホームページを活用し、子ども本人からも相談できるよう、周知・広報に努めました。</p> <p>児童自身が相談しやすい環境を整えるため、ホームページからの相談についても、引き続き広報していく必要があります。</p>	C	こども未来局	児童家庭支援・虐待対策室（事業調整担当）
						多摩区こそだてweb	<p>■目的・目標：区内の子育て支援活動情報を積極的に収集・発信し、市民活動・交流やコミュニティの活性化をめざします。</p> <p>■事業概要：子ども向けに各種相談先について、ホームページにより案内し、子どもの相談・救済を促進します。</p>	<p>「多摩区こそだてweb」において、子ども向けの各種相談窓口について、表記の仕方や文言について配慮しながら案内しました。</p> <p>定期的な情報収集と掲載情報の更新によって、地域の状況やニーズに合った情報提供をすることができました。</p>	<p>「多摩区こそだてweb」において、定期的な情報収集と掲載情報の更新によって、地域の状況やニーズに合った情報提供をすることができました。</p>	<p>「多摩区こそだてweb」において、定期的な情報収集と掲載情報の更新によって、地域の状況やニーズに合った情報提供をすることができました。</p> <p>今後も継続して、掲載内容や表記方法を工夫しながら提供を行う必要があります。</p>	C	多摩区役所	地域ケア推進課	
						相談カード「ひとりで悩まないで」の作成、配布（再掲）	<p>■目的・目標：様々な悩みを抱える児童生徒に対して、相談できる場所を紹介し、ひとりで悩むことなく早期解決を図るための取組を行います。</p> <p>■事業概要：児童生徒、教職員に対して様々な相談機関を記載したカードを配布し、個別の悩みに対して救済する支援を行います。</p>	<p>子どもたちにとって、より使いやすい相談カードとなるよう、相談窓口の掲載の仕方を再度見直しました。作成した相談カードは、市内の小、中、高校、特別支援学校に在籍する児童生徒の他にも、区役所や総合教育センターなどにも配布し、様々なところから情報を得て子どもたちが相談できるような環境づくりを行いました。</p> <p>■事業概要：児童生徒、教職員に対して様々な相談機関を記載したカードを配布し、個別の悩みに対して救済する支援を行います。</p>	<p>相談カードを作成し、市内の小、中、高校、特別支援学校に在籍する児童生徒の他にも、区役所や総合教育センターなどにも配布し、様々なところから情報を得て子どもたちが相談できるような環境づくりを行いました。</p> <p>■事業概要：児童生徒、教職員に対して様々な相談機関を記載したカードを配布し、個別の悩みに対して救済する支援を行います。</p>	<p>相談カードを作成し、市内の小、中、高校、特別支援学校に在籍する児童生徒の他にも、区役所や総合教育センターなどにも配布し、様々なところから情報を得て子どもたちが相談できるような環境づくりを行いました。</p> <p>■事業概要：児童生徒、教職員に対して様々な相談機関を記載したカードを配布し、個別の悩みに対して救済する支援を行います。</p>	<p>相談カードを作成し、市内の小、中、高校、特別支援学校に在籍する児童生徒の他にも、区役所や総合教育センターなどにも配布し、様々なところから情報を得て子どもたちが相談できるような環境づくりを行いました。</p> <p>■事業概要：児童生徒、教職員に対して様々な相談機関を記載したカードを配布し、個別の悩みに対して救済する支援を行います。</p>	<p>子どもたちにとってより使いやすいカードにし、学校、関係機関で配布できたことで、一人ひとりに相談できる機関があることを伝えることができました。また、鑑学校の児童生徒のため、2次元バーコードを付けることで、環境の整備を進めることができました。</p> <p>カードを配布することで、児童生徒一人ひとりに相談機関を伝えることはできましたが、「困ったときに相談していい」という意識の醸成は、他の事業と合わせて引き続き行う必要があります。</p>	C	教育委員会事務局